

京丹波町子育て世帯 住宅リフォーム支援事業

子育て世帯の経済的負担の軽減および住環境の向上、三世代同居・近居による世代間支援の促進を図るため、子育てのための住宅リフォーム工事を行う世帯に対して、「京丹波町子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内において補助を行います。

申込期間 令和6年5月1日～9月30日

※期間内でも、予算額に達した時点で募集を終了します。あらかじめご了承ください。

■対象者（申請者）

京丹波町に住所があり、次のすべてに該当する人が対象です。

- (1) 子どもが3人以上おられる世帯（多子世帯）、または三世代同居・近居世帯の構成員で、町内に建てられた住宅の所有者（または、所有者に準じる人）。
- (2) 住宅リフォーム工事を京丹波町内の業者（京丹波町内に本社・本店があり、住宅リフォーム工事を業としている事業者）に依頼して行う人。
- (3) 町税・府税等の滞納のない世帯に属している人。
（※三世代同居・近居による申請の場合は、その三世代の世帯員に滞納がないこと）
- (4) 子どもの親権者の年収の合算額が750万円未満の人。

※交付申請時に京丹波町に住所のない人は、別途「転入に関する誓約書」を提出し、年度内に転入することが条件となります。

※「子ども」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある者で、妊娠中の子も含みます。

※三世代同居・近居（直線距離2km以内もしくは町内に居住）の場合は、住所変更をして新たに同居・近居となる方が対象です。

■補助対象工事

次のすべてに該当する住宅リフォーム工事が補助対象です。

- (1) 対象者が自ら居住する住宅の工事で、子育てのため、または三世代同居・近居のために必要と認められる工事。
（外構工事、雨漏修繕、設備機器のみの設置などは対象外です）
- (2) 対象となる工事の費用が10万円以上の工事。
- (3) 交付申請をする年度の3月1日までに完了する工事。

■補助金の交付額

補助対象工事費の2分の1（限度額100万円）*千円未満の端数切捨

※補助金は交付額を確定した後、申請者の指定する口座に振り込みます。

※同一申請者の世帯につき、1回限り補助対象となります。

※申請後の審査結果により、申請額の一部の交付となる場合があります。



■申請に必要な書類

交付申請の際は、下記①～⑥の書類を子育て支援課までご提出ください。
必要に応じて下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※**必ず工事着工前に交付申請をしてください。**

【町の様式（町ホームページからダウンロードできます）】

①交付申請書 ②別紙1（個人情報確認同意書）

【その他必要な書類】

③見積書の写し ④工事の概要が分かる書類 ⑤着工前の写真

⑥府税の納税証明書（多子世帯…親のもの、三世帯同居・近居…親と祖父母等のもの。
南丹広域振興局税務課にて請求してください）

■補助金交付までの流れ

補助金の交付申請から交付（支払い）までの手続きの流れは下記のとおりです。

「①交付申請」→「②交付決定」→「③工事着工」→「④工事完了」→

「⑤実績報告」→「⑥補助金額確定」→「⑦請求」→「⑧補助金交付」

※審査などで「①交付申請」から「②交付決定」まで日数を頂く場合があります。

※「③工事着工」後、事情により変更が生じた場合は変更申請をしてください。

こんな時 ご検討ください

子ども部屋を増やすため、間取りを変更したい…
→子ども部屋の間取りの変更工事

小さい子どもでも楽に使えるよう、
トイレを洋式に変えたい…
→トイレの改修工事

祖父母が子どもを抱いて入浴できるように、
お風呂をバリアフリー化したい…
→お風呂の改修工事



家事の時間を短縮・負担を軽減して、
子どもにもっと目が届くようにしたい、
子どもと触れ合う時間を増やしたい…
→キッチンの改修工事
など…



お問い合わせ先（申請先）

京丹波町子育て支援課

京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1

電話 0771-82-1394

FAX 0771-82-0446



ホームページは、右の二次元コードを読み取るか、
「京丹波町子育て世帯住宅リフォーム支援事業」で検索してください。